

令和6年度島根県職員(任期付職員・総合土木)採用選考試験(第2回)受験案内

令和6年12月6日
島根県総務部人事課

大型公共工事に従事する職員又はその代替として勤務する職員(以下「任期付職員」といいます。)を募集します。

この採用選考は、「地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律」(平成14年法律第48号)及び「一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成15年島根県条例第8号)」に基づき、行政機関又は民間企業等における専門的な実務経験を有する方を、任期を定めて一定の期間、島根県職員として採用し、大型公共工事に従事していただく、又は大型公共工事に従事する職員の代替として勤務していただくために実施するものです。

- ◆受付期間 令和6年12月6日(金)～令和7年1月9日(木)
郵送の場合、令和7年1月9日(木)必着
受付時間は、午前8時30分～午後5時15分(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

1 募集内容

| 職 種 | 採用予定人数 | 職務内容 |
|------|--------|---|
| 総合土木 | 5名 | 島根県の諸機関に勤務し、道路・河川・港湾・都市計画や農業農村整備(ほ場整備、農道、農地防災等)等の調査計画・設計・積算・施工管理等の業務に従事します。 |

- (1) 配属先については、勤務可能地を踏まえ決定します。
なお、任期途中で異動する(配属先が変わる)可能性があります。
- (2) 採用予定人数は、変更する場合があります。

2 任期

令和7年4月1日から令和10年3月31日までの3年間

※職務の進捗状況等により、令和7年4月1日より前に採用することや採用された日から5年以内の範囲で任期を更新することがあります。

3 受験資格

- (1) 令和6年12月6日現在において、次のいずれかの要件を満たしていること

- ① 1級土木施工管理技士の資格を有する方
② 2級土木施工管理技士の資格を取得後5年以上の実務経験を有している方
③ 公共土木工事の計画、設計、積算又は施工管理に関する実務経験を10年以上有している方

※実務経験は、民間又は行政機関等を問いません。

※実務経験の内容

- 行政機関において、土木又は農業土木に関する発注業務、設計業務、積算業務、工事監督業務等に従事した経験
- 建設会社、設計コンサルタント等において、道路、橋梁、港湾施設、上下水道施設、ほ場整備、農道、農地防災等の公共工事の設計、工事監督業務等に従事した経験
- 行政機関や民間企業等において、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の業務に従事した経験

※合格決定後、職務経験期間の確認のため、職歴証明書等を提出していただきます。

※年齢要件はありません。

- (2) 上記(1)にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する人は受験できません。

- ① 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
② 島根県の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
③ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
④ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている人(心神耗弱を原因とするもの以外)

4 試験の日時、試験地及び試験会場

| 試験日時 | 試験会場 |
|--|---------------------------|
| 令和7年1月25日(土) 受付時間 9:00～9:15 作文試験 9:30～10:30 面接試験 11:00～ | 島根県職員会館 (島根県松江市内中原町52) |

※遅刻者は試験開始後30分以降は受験できません。

5 試験の種目、配点及び内容

| 試験の種目 | 問題形式 | 配点 | 内容 |
|---------------|------|-----|---|
| 作文試験 (60分) | 記述式 | 50点 | 専門的な知識及び文章による表現力、課題に対する理解力等について作文試験を行います。 |
| 面接試験 | — | 50点 | 職務遂行能力等をみる目的で個別面接を行います。 |

※試験種目によっては、一定の基準があり、基準に満たない場合は総合得点にかかわらず不合格とします。

6 合格発表

合格発表日 令和7年1月31日(金)

試験の結果は、島根県人事課のホームページに合格者の受験番号を掲示します。

(<http://www.pref.shimane.lg.jp/jinji/>)

また、受験者全員(棄権者を除く。)に試験結果を通知します。

なお、職務経歴期間の証明ができない場合や採用選考試験申込書、職務経歴書及びエントリーシートの記載事項に虚偽又は不正があることが判明した場合は、採用されないことがあります。

7 受験手続、申込先及び受付期間等

(1) 提出書類

- ① 島根県職員(任期付職員)採用選考試験申込書(所定の様式) 1部
- ② 職務経歴書(所定の様式) 1部
- ③ エントリーシート(所定の様式) 1部
- ④ 保有する資格がある場合は、その資格を証明するものの写し 1部
- ⑤ はがき 1部
受験票として使用します。表面に受験者本人の郵便番号、住所、氏名を記載し、85円切手を貼付してください。
- ⑥ 定形の封筒(長形3号) 1部
試験結果通知に使用します。表面に受験者本人の郵便番号、住所、氏名を記載し、110円切手を貼付してください。
※はがき及び封筒の宛名には「様」と書いてください。

(2) 提出期限、方法

上記提出書類を、島根県人事課(〒690-8501 島根県松江市殿町1番地)に直接持参するか郵送により提出してください。郵送する場合は、封筒の表に「任期付職員採用選考試験申込」と朱書し、簡易書留郵便にしてください。簡易書留郵便によらない郵便の不着には対応できません。

受付は、土曜日、日曜日及び祝日を除き、令和6年12月6日(金)から令和7年1月9日(木)までの午前8時30分から午後5時15分までです。

郵送による場合は、令和7年1月9日(木)必着とします。

(3) 受験票の交付

受験票は、受験資格を審査し、受付締切後に郵送します。

受験票には最近6か月以内に撮影した写真(上半身・脱帽・正面向き・縦4cm横3cm)を貼り付けてください。(写真がない場合は受験できません。)

1月22日(水)になっても受験票が到着しないときは、島根県人事課に必ず問い合わせてください。

(4) 書類提出先・問い合わせ先
 〒690-8501 島根県松江市殿町1番地（本庁舎3階）島根県総務部人事課
 TEL 0852-22-6850

(5) その他
 障がいのある方で、試験実施時に何か配慮が必要な場合は、申込時にお知らせください。
 ただし、内容によってはお応えできないことがあります。

(6) 試験当日は次のものを持参してください。

| 持参するもの | 留意事項 |
|----------------|--|
| 受験票 | 写真欄に最近6か月以内に帽子をつけないで上半身正面を撮った縦4cm、横3cmの写真を貼り付けてください。 |
| HB又はBの鉛筆及び消しゴム | シャープペンシルも可 |
| 時計 | 試験会場に時計がない場合がありますので、必要な人は時計をご持参ください。 |
| 昼食 | 面接試験が午後になる場合は、会場内で昼食（弁当等）を取っていただくことが可能です。必要に応じてご持参ください。ゴミは持ち帰ってください。 |

8 採用時の給与及び勤務時間等

任期付職員は、任期が定められていること以外、給与、勤務時間等については任期の定めのない職員と同様に地方公務員法等の規定が適用され、採用後は、一般職の職員として勤務していただくこととなります。

(1) 給料月額は、一般職の任期付職員の採用等に関する条例等に基づき、採用前の経験年数等を考慮して決定します。

例：令和6年12月1日現在、大学卒業後に民間企業等の正規職員として20年の勤務経験がある方の場合
 302,646円

(2) 期末手当及び勤勉手当が支給されます。（あわせて年間に給料月額の4.40月分。令和6年12月1日現在）

(3) 支給要件に該当する場合、扶養手当、通勤手当等が支給されます。

(4) 勤務時間は、原則として月曜日から金曜日までの週5日、1日7時間45分勤務です。

(5) 宿舍等は、希望により勤務する地域において、入居することができます（宿舍の空き状況により希望に添えない場合があります）。

9 試験結果の本人提供について

試験の結果については、保有個人情報の本人提供に関する事務取扱要領に基づき、本人の申出により提供することができます。受験者本人（代理人は不可）が「顔写真付きの身分証明書」（注）を持参の上、下記場所で行ってください。（電話は不可）

| 開示請求できる者 | 開示内容 | 開示期間 | 開示場所 |
|----------------------|------------|-----------------|------------------------------|
| 合格者及び不合格者 （棄権者除く） | 得点及び 順位 | 合格発表日から 1か月間 | 島根県総務部人事課 （松江市殿町1番地本庁舎3階） |

※「顔写真付きの身分証明書」の例：運転免許証、学生証、旅券等

この頁は空白です